

心身障害者扶養共済制度を
1つ存じますか



障害のある方の保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、万一保護者が死亡又は重度障害となった場合、障害のある方に終身一定額の年金を支給するという制度です。

加入できる方

県内に住所があり、障害のある方を扶養している65歳未満の保護者で、特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康な方。

※障害のある方1人に対し、加入できる保護者は1人。
※障害のある方1人につき、2口まで加入可能。

障害のある方の範囲

次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる方。

- ① 知的障害
- ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
- ③ 精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、

脳性麻痺、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる方

年金支給額

1口加入の場合 月額2万円
2口加入の場合 月額4万円

なお、1年以上加入した後、加入された保護者より先に障害のある方が死亡した場合には甲慰金が支給されます。

また、5年以上加入した方が脱退した場合には脱退一時金が支給されます。

1口分の掛金月額

加入時年齢	掛金納付額（1月1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上～40歳未満	11,400円
40歳以上～45歳未満	14,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円
50歳以上～55歳未満	18,800円
55歳以上～60歳未満	20,700円
60歳以上～65歳未満	23,300円

優遇措置

- ・ 所得状況に応じ、掛金を減免する制度があります。
- ・ 年度中支払った掛金の総額の2分の1（1000円未満端数切捨）の額を助成します。
- ・ 掛金は税制上の優遇措置を受けられます。

手続に必要なもの

福祉事務所（窓口⑥）に、次の書類を添えてお申込みください。

- ① 加入等申込書
 - ② 住民票の写し（申込者及び障害のある方それぞれに必要です。）
 - ③ 申込者（被保険者）告知書（申込者の健康状態を告知する書類です。）
 - ④ 障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳・療育手帳及び年金証書等）
 - ⑤ 年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難なとき。）
 - ⑥ 印鑑
- ※加入承認日は毎月1日とし、加入申込みから1～2か月程度を要します。

問合せ先

福祉事務所障害福祉係
（窓口⑥） ☎ 22216

高次脳機能障害医療等
総合相談会

静岡県賀茂健康福祉センターでは、高次脳機能障害について相談会を開催します。

高次脳機能障害とは

交通事故等による頭部外傷や脳血管疾患などにより脳が傷つき、後遺症として記憶や注意力などが低下し日常生活や社会生活に支障をきたすものです。

主な症状

少し前のことをすぐ忘れる・仕事の段取りが悪くなった・怒りっぽくなった・何もやる気がしない、など

日時 11月26日（月）

13時30分～16時30分

場所 下田総合庁舎4階

第8会議室

対象 高次脳機能障害を持つ本人及び家族等

内容 医療相談（リハビリテーション）専門医による相談、福祉相談（福祉制度の利用や社会参加について）

申込方法 予約が必要ですので左記までお電話ください。

申込・問合せ先

県賀茂健康福祉センター福祉課
☎ 242056

労使間でのトラブルで
お悩みはありませんか？

県では、各県民生活センターの労働相談窓口で、相談をお受けしています。相談の内容によって、弁護士相談や県労働委員会の「あっせん」をご紹介します。

あっせんでは、公益、労働者、使用者のそれぞれの立場を代表する3名のあっせん員が、当事者の間に立ち、公正・中立な立場からお互いが合意できる妥協点を提案し、トラブル解決に向けたお手伝いをしています。費用は無料で、秘密は厳守されます。

相談や、あっせんの申請につきましては、左記までご連絡ください。

問合せ先

東部県民生活センター
☎ 055・951・9144

公益財団法人

日弁連交通事故相談センター
による交通相談

弁護士が月に一度、交通事故に関する様々な相談に応じます。相談料は無料です。

お困りの方はお気軽にご相談ください。